第３回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会

議　事　録

１　日　時　　令和８年 10 月 15 日（木）午後２時 55 分～

２　場　所　　岡山市北区下石井１丁目４番１号
　　岡山第２合同庁舎２階　共用会議室Ａ

３　出席者

公益代表委員		片　山　裕　之
		柴　山　麻祐子
労働者代表委員		櫻　井　正　巳
		雪　井　裕　美
使用者代表委員		上　田　哲　也
		菊　山　章　弘
		鶴　海　　元
事務局	労働基準部長	佐　藤　明　士
	賃金室長	宮　本　洋　子
	賃金指導官	森　井　顕　二
	労災補償監察官	木　村　弘　之
	監督監察官	金　武　邦　洋

４　議　事

森井指導官　　ただ今から、第３回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。本日の審議は公開となります。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は公益代表委員の長谷川委員、労働者側委員の山本委員が欠席されておられますが、他の委員７名がご出席でございますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数の条件を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

１　特定最低賃金額審議

でございます。

本日、長谷川部会長がご欠席のため、以降の議事進行は、部会長代理の柴山委員にお願いしたいと思います。

柴山部会長代理、よろしくお願いします。

柴山部会長代理　　皆さま、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、第３回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

はじめに、本日の専門部会は公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんの忌憚のないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

９月２４日の専門部会において、全会一致で改正決定の必要性有りの答申を受け、本日より具体的な金額提示による審議となります。

特定最賃の審議は、中賃の全員協議会報告で考え方が示されているとおり、関係労使当事者としてのイニシアティブ発揮により、労使の合意を目指していただき、これが難しい場合であっても、公益案による全会一致の議決に至るよう努力することが望まれますので、各委員のご理解、ご協力をお願いいたします。

まず、岡山局の他産別の状況について事務局からお願いします。

宮本室長　　それでは、他部会の審議状況について、ご報告いたします。

他部会につきましては、耐火物、鉄鋼業、電機、船舶、自動車が必要性ありで結審しておりまして、今後金額審議開始という状況です。各種商品小売業につきましては、明日、必要性審議の２回目ということになっています。

次に、お手元の資料について説明いたします。

意見聴取の公示により、意見要旨の提出がございました。提出は専門部会の関係労使からのものとなります。内容につきましては、改正決定の必要性の有無の審議におきまして、双方から基本的な考え方を含め、意見表明された内容となっておりますので、ご確認いただければと思います。なお、他の使用者団体、労働者団体からの意見の提出はございませんでした。以上です。

柴山部会長代理　提出のありました意見要旨について、労使各側から補足などありますでしょうか。

（特になし）

柴山部会長代理　次に、金額審議の運営について、事務局から説明をお願いします。

宮本室長　金額審議において、改定する特定最低賃金額は、今回改定されている岡山県最低賃金額 1,104 円を 1 円以上上回った金額としていただくこと、また、6 月 18 日に労側委員から提出されました「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、この度の金額審議における上限額となりますのでご留意ください。

柴山部会長代理　それでは審議をはじめます。例年どおり、公労・公使の二者協議とし、労側、使側からそれぞれ個別に金額提示、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

柴山部会長代理　それでは、まず、労側からご意見をお聞きすることとし、事前に打合わせは必要でしょうか。すぐに始めてよろしいでしょうか。

労働者側委員　大丈夫です。

柴山部会長代理　それでは、このまま進めさせていただきます。使用者側委員の皆さんは、控室への移動をお願いします。

宮本室長　事務局で控室にご案内いたします。

（各側、公益委員と個別協議実施）

柴山部会長代理　　では、これより公労使の全体会議を再開いたします。
先ほど労使それぞれから金額提示がありました。振り返ります。
労側から出された金額ですが、将来的にも一般機械が優秀な人材を確保していくためには、賃金水準を向上させ、産業や企業の魅力を高めていくことが重要であるとして、令和７年度一般機械特定最低賃金プラス 59 円の 1,162 円が提示されました。これは令和７年度の岡山県最低賃金に対する一般機械特定最低賃金の比率 105.3％を用いた金額ということです。
それから使側の提示された金額ですが、令和７年度一般機械特定最低賃金 1,103 円プラス 10 円として、1,113 円が提示されました。これは、中小零細企業の保護をしていきたいという考えで、プラス 10 円が提示されました。
何か補足はございますでしょうか。

（特になし）

柴山部会長代理　　労使それぞれから個別にご意見をお聞きし、具体的な金額提示をいただきましたが、労使の意見に隔たりがまだあるようです。委員の皆さん、進行を含めて何かご意見ございますでしょうか。
今日はさらに検討など、いかがでしょうか。

使用者側委員　　今日は終わりにしましょう。

労働者側委員　　10 円の根拠というのは特になくて、中小零細企業の保護という観点だけでしょうか。

使用者側委員　　そうです。今後、円高であったり、金利の上昇とか、そうしたことも考慮する必要があります。あくまで中小零細企業のことを考えれば、１円という考え方もありますが、そうもいかないのではないかということも考慮したものです。

柴山部会長代理　　今日は金額の再検討は労使ともにできないということであれば、次回に持ち越したいと思います。よろしいでしょうか。

使用者側委員　　そうしましょうか。

労働者側委員　　次回ということにしたいと思います。

柴山部会長代理　　そうしましたら、本日はこれ以上の進展が見込まれませんので、金額審議を終わります。
　事務局から何かありますか。

宮本室長　　特にございません。

柴山部会長代理　　それでは、本日はこれを持ちまして、第３回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を終わります。次回は 11 月６日金曜日、午前 10 時から第４回専門部会を開催します。次回は出来れば結審又はそれに近い状況まで審議したいと考えております。委員の皆さんのご協力をお願いします。
　本日は大変御苦労様でした。